

ピースあいち・メールマガジン131号(2020年10月25日)「所蔵品から」画像





割増金受領證書		局印	渡附	拂日
金額				
受取人住所				
記名調印				

◇ 本切手に對しては、賣出期間終了後五日目に抽籤を行ひ、當籤したも
 のには割増金を附けます。
 ◇ 割増金は、抽籤執行の日の翌日か
 ら數へて十一日目に支拂を開始致し
 ます。
 ◇ 本切手は抽籤後なるべく早く五枚
 以上を纏めて郵便貯金に預入するこ
 とが必要です。
 此の儘發行の月から五年を経過する
 と無効になり預入が出来なくなりま
 す。

書證領受金増割			
印附日局渡拂	人取受	調記名	所住

一 本切手は郵便貯金法及其の附屬法規に依り發行したもて之に依り收入金は直接國庫積化の資金に充てられます。
 二 本切手に對しては、賣出期間終了後五日目に抽籤を行ひ、當籤したもて左の割増金を附けます。
 三 割増金は、抽籤執行の日より十日を経過した日に支拂を開始致します。
 四 割増金の支拂を受けんとするときは左の欄に金額及び所住を記入し且印をして郵便局に提出し、附屬式代郵便貯金切手の交付を待たせよ。
 五 本切手は、抽籤後五枚以上を纏めて郵便貯金に預入して下さい。但し發行の月より二年を経過したもは、五枚に満たない場合でも二年を経過したもに預入することが出来ます。
 六 前號の郵便貯金は五年間無効と致します。

等	一萬圓	四圓
等	五千圓	二圓
等	二千圓	一圓
等	一千圓	五角
等	五百圓	二角五分
等	二百圓	一角二分五厘
等	一百圓	六分
計	八千八百二十四圓	

印附日局便郵付交	

一 本切手は郵便貯金法及其の附屬法規に依り發行したもて、割増金に當籤した郵便貯金切手の所持人に對し、割増金支拂と同時に當該郵便貯金切手と引換に交付したもてあります。
 二 本切手は五枚以上(割増金に當籤しない郵便貯金切手と取混ぜても差支へありません)を纏めて郵便貯金に預入して下さい。但し二年以内に有効期間満了するものは五枚に満たない場合でも預入することが出来ます。
 三 前號の郵便貯金は五年間無効と致します。